

**公益財団法人フランス語教育振興協会
定款**

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人フランス語教育振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、実用フランス語に関する技能検定試験および日本におけるフランス語・フランス文化普及のための事業を行い、もって日本の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 実用フランス語技能検定試験の実施及びこれに関連する業務
 - (2) フランス語・フランス文化に関する出版物の刊行
 - (3) フランス語・フランス文化の普及のための各種事業・行事の助成
 - (4) フランス語教育振興のための各種行事における成績優秀者の表彰
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は日本全国及びフランス共和国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理されなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に備え置き、別に定める情報公開規定に基づき一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう）

(任期)

- 第 13 条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任は 1 回のみとする。
- 2 評議員の選任にあたっては、定員 5~7 名中少なくとも 1 名は新任の評議員をもって充てることとする。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 4 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第 14 条** 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会議長)

第 16 条 評議員は互選により 1 名を評議員会議長として選定する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員がその職務を行うために要する費用を弁償するための基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 19 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員をもって行なわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員がその職務を行うために要する費用を弁償するための基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席の評議員並びに理事のうちから選出された者各 1 名が署名人となり記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事を除く理事のうち 1 名を副代表理事とする。

3 代表理事及び副代表理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定める代表理事とする。

4 代表理事及び副代表理事を除く理事のうち、3 名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 代表理事を理事長、副代表理事を副理事長、業務執行理事を常務理事と通称する。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

3 理事の選任にあたっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 10 号及び第 11 号を遵守することとする。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条** 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副代表理事は代表理事を補佐する。また、必要に応じて、代表理事に代わって法人を代表し、その業務を執行する。
 - 4 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は常務理事会を構成し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 26 条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。ただし、連続する任期の合計が8年を越えないものとする。
- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。ただし、再任は1度のみとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 27 条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 28 条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、代表理事、副代表理事及び業務執行理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 理事または監事が、この法人に対し損害を与えその結果として賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が認められなければ、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令によって定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事・副代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び副代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 常務理事会

(設置)

第 35 条 この法人の業務を執行せしめるため常務理事会を設置する。

(構成)

第 36 条 常務理事会は代表理事、副代表理事及び業務執行理事をもって構成する。

(職務)

第 37 条 常務理事会は理事会が決定した業務を執行する。

第9章 顧問

(顧問の委嘱等)

第38条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の公益事業に顕著な貢献をした者又は日仏文化交流に功績のある学識経験者のうちから、評議員会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任を妨げない。
- 4 顧問は、代表理事の諮問に応じ、意見を具申する。
- 5 顧問は無報酬とする。ただし、顧問がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第10章 審査委員会及び実行委員会等専門委員会

(審査委員会及び実行委員会等専門委員会の設置)

第39条 この法人の公益事業を実施するため、審査委員会及び実行委員会等専門委員会を設置する。

- 2 専門委員会の種類及び数は理事会が決定する。
- 3 審査委員会等の権限、組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。
- 4 審査委員会等の委員に報酬又は謝礼を支給する。また、その職務を行うために要する費用を弁償する。報酬等の額は、理事会が定めるものとする。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会が選任する。
- 4 職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅

する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は官報による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は長谷川善一、副代表理事は柏木隆雄、業務執行理事は稲垣文雄、大塚善人、平野隆文とする。

4 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	荒木 善太	飯田 年穂	稲垣 文雄	稲葉 延子	上田 直春
	江花 輝昭	大塚 善人	小野 潮	柏木 隆雄	北村 卓
	小林 文生	高橋 純	立花 英裕	玉田 健二	西澤 文昭
	長谷川善一	日比野雅彦	平野 隆文	廣田 功	輪田 裕
監事	飯沼 邦彦	岡 真理子			

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石崎 晴己	加藤 晴久	木谷 隆	中山 眞彦	原野 昇
前田 瑞枝	松島 征			

附則（平成24年2月20日）

1 この定款の変更は、平成24年4月1日から施行する。